ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納　税　地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法　人　名　等	
法　人　番　号	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒
事　業　種　目	業

☐ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の３の２第１項（☐ 第１号 ☐ 第２号）に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

☐ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の９の２第１項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等

上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ				
	時価ヘッジ				
繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債				
	金　　銭				
時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲					
適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日		開始の日	令和　年　月　日	終了の日	令和　年　月　日

その他の参考事項

税　理　士　署　名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

06.06 改正

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第121条の３の２第１項の規定の適用を受けようとする場合

(2)　法人が時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けようとする場合

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(1)　標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。

(2)　「法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

イ　「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券（個別株）オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。

ロ　「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の３の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の６第１項第１号に規定する資産若しくは負債又は同項第２号に規定する金銭の範囲について記載してください。

ハ　「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。

ニ　「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。

(3)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　届出書の提出単位

この届出書は、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。

なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲（オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲）を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。